府　令

○内閣府令第五十号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（資産形成支援室等及び金融企画管理官等）	（資産形成支援室等及び金融企画管理官等）
第三条　総合政策課に、資産形成支援室、資産運用高度化室、金融サービス利用者相談室及びサイバーセキュリティ対策企画調整室並びに金融企画管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、研究官五人、金融行政相談官一人及びサイバーセキュリティ対策企画調整官一人を置く。	**第三条**　総合政策課に、資産形成支援室、金融サービス利用者相談室及びサイバーセキュリティ対策企画調整室並びに金融企画管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、研究官五人、金融行政相談官一人及びサイバーセキュリティ対策企画調整官一人を置く。
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　資産運用高度化室は、総合政策課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係る資産運用の高度化に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	［項を加える。］
5　資産運用高度化室に、室長を置く。	［項を加える。］
6・7　［略］	4・5　［同上］
8　サイバーセキュリティ対策企画調整室は、総合政策課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十三項において同じ。）の確保に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。	6　サイバーセキュリティ対策企画調整室は、総合政策課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十一項において同じ。）の確保に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。
9～13　［略］	7～11　［同上］
（主任統括検査官等）	（主任統括検査官等）
第五条　リスク分析総括課に、主任統括検査官七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官五人、特別検査官十九人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十四人及び金融証券検査官三百八人（うち百六十八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	**第五条**　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官十九人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十四人及び金融証券検査官三百九人（うち百五十八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
［2～8　略］	［2～8　同上］
（主任統括検査官等）	（主任統括検査官等）
第九条　監督局に、主任統括検査官四人、統括検査官二人、特別検査官十四人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官八十八人（うち六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	**第九条**　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官二人、特別検査官十四人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官八十九人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
（損害保険・少額短期保険監督室及び保険計理官等）	（損害保険・少額短期保険監督室及び保険計理官等）
第十三条　保険課に、損害保険・少額短期保険監督室並びに保険計理官二人、保険サービス監視専門官二人、保険財務会計管理官一人、保険財務会計基準専門官二人、保険業務専門官一人及び保険数理専門官五人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	**第十三条**　保険課に、損害保険・少額短期保険監督室並びに保険計理官二人、保険サービス監視専門官二人、保険財務会計管理官一人、保険財務会計基準専門官二人及び保険数理専門官五人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
［2～7　略］	［2～7　同上］